

過払金が発生しているかの判断基準

過払いYES／NOチャート

過払金発生可能性 YES/NO チャートの使い方

あなたの消費者金融業者等との取引に関し、過払いになっているか、この YES/NO チャートで

まずは簡易診断をしてみてください。各設問を YES(はい)/NO(いいえ)で選択し、

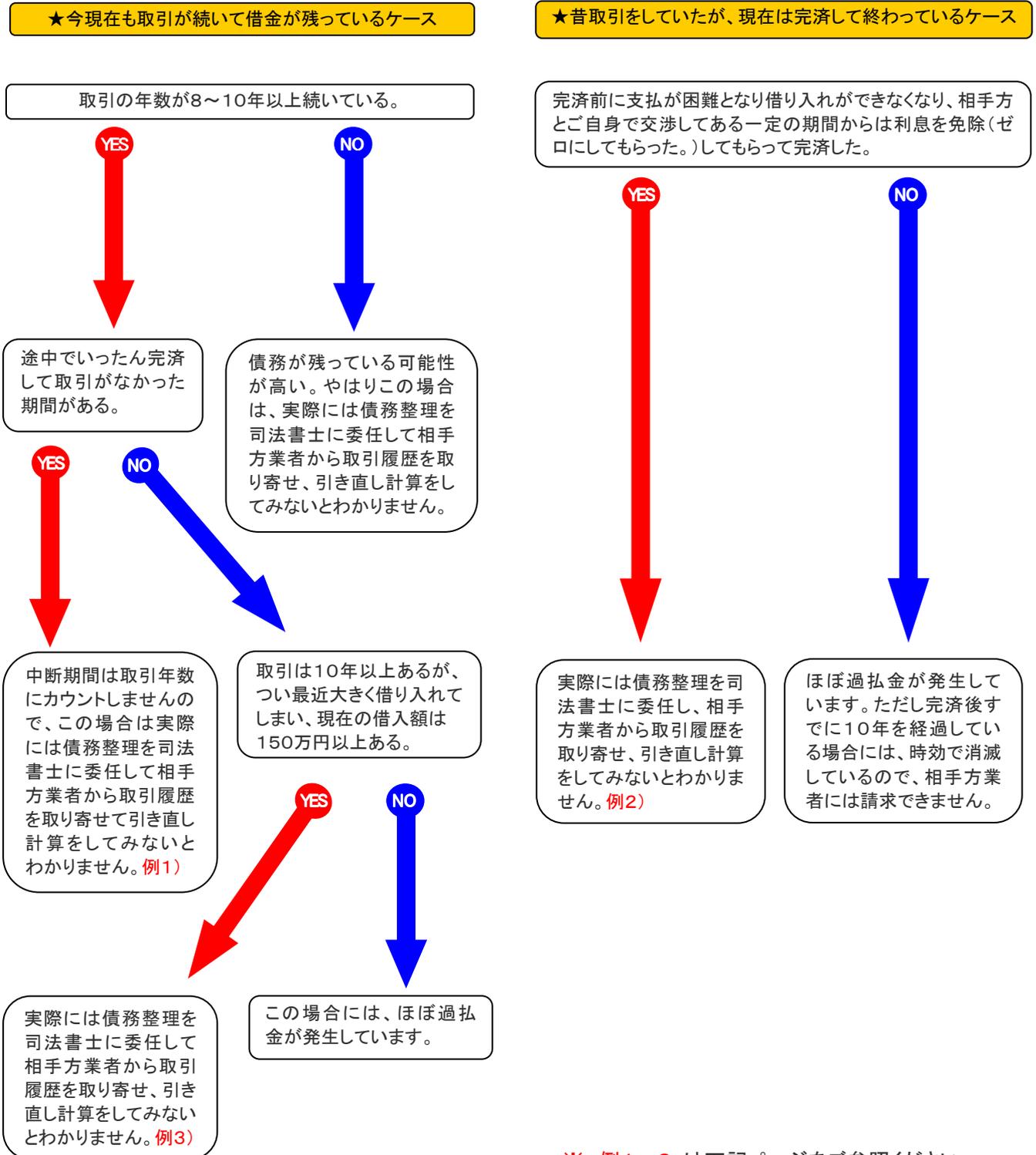
その矢印の設問へ進み、各設問に答えてください。

あなたの消費謝金業者等との取引について過払いになっているかがおおよそ分かります。

※ この過払い YES/NO チャートで出た結果はあくまで目安ですので、詳しくはお電話、メール、又は来所でご相談ください。

○ 過払い YES/NO チャート

■ 初めに、現在の状況を確認しましょう。 貴方は次のいずれのケースの該当しますか。？



※ 例1～3 は下記ページをご参照ください。

解説

例1) Aさんは、10年前にB社から50万円を借りて、支払を継続していた場合で、2年後に返済が苦しくなってお父さんから借金全額を出してもらい一旦は取引が終了しました。その後、しばらくの間全くB社との取引はなかったのですが、この1年前から生活が苦しくなって以前借りていたB社のことを思い出し再びB社から50万円借り入れてしまいました。

この場合はどうでしょうか、実際にAさんがB社と取引をしていた期間は10年といえるでしょうか。そうとはいえませんが、Aさんの場合、実際にB社と取引していた期間は3年しかありませんので、お父さんから助けてもらって完済した際に発生した過払金は1年前にB社から借り入れた借金によって消滅することになりますので、過払金が発生することはまずないといえます。

例2) Aさんは、2年前にB社から20万円借り入れて、最初の1年間だけ約束どおりの利息を付けて返済を続けていました。その後、会社をクビになってしまい約束どおりの返済ができなくなってB社との話し合いの結果、借入はできなくなるかわりにこれからの利息を免除（利息をゼロにする）して分割して返済をすることを合意しました。そして、約束どおりその1年後には借金を完済しました。

確かにAさんは完済しているのですが、利息制限法を超える利率の利息を支払っていたのは最初の1年間だけです。後半の1年間の返済に関してこの間の引き直し利率をゼロで行うと過払いにはなりませんが、B社は本来とることができる年18%の利息を取らずにいたわけですから、過払金を請求するところの利息ゼロであった期間の分について、あらためて年18%の主張をしてくるケースが考えられます。

そうすると、トータルして年18%で計算すると逆に債務が残る可能性の方が高いので、こういった債務が残ってしまう場合には司法書士による介入を中止して、現状のままにしておいた方が依頼者の利益になることが多いです。

例3) Aさんは15年前にB社から借り入れて、取引の途中1回も完済せずに借りては返してを繰り返していました。そして、つい2ヶ月前にB社の担当者から「Aさんの借入枠が150万円に増えたから今回100万円借りませんか！」との誘いがあり、Aさんも他社の返済に困っていたので渡りに船とばかりに借りてしまいました。

通常ならAさんの場合15年も取引がありますので、過払いとなっている可能性が高いのですがこの100万円の借入により発生していた過払金が、この金額の限度で消滅することになりますので、過去の全取引履歴を取り寄せて、最初から引き直して計算してみないとどうなっているか分かりません。